

明治二十三年（一八九〇）頃
カンバス、油彩
一〇三・〇×七一・五



明治の洋画家にとつて需要の多かつた仕事のひとつが、肖像画の制作であつた。高橋由一も油彩画による肖像画制作を強く推奨していた一人である。『高橋由一油画史料』（東京藝術大学所蔵）を見ると、「油絵法は形勢共に真にせまり十分似するを以て本旨とす。又油彩の特効は光沢を在し多年を経過するも変色虫害等無きにあり」、「近來写真鏡の術行はれ速に父兄の影を写すに便なるも如何にせん月日をかさぬるの後色替り消ゆるの憂あれは、ひとたび鏡形をもとむるも一たび油絵に写さるへからず油を以て色取るものは、たゞへ幾百年を経るも色かはり消ゆるなどのなけきあることなし」と由一は述べ、写真に匹敵する油彩画の写実性と、写真にはない光沢や色彩、そしてそれが年月を経ても褪色しないという耐久性を主張していた。

また同じく『高橋由一油画史料』によれば、明治二十三年（一八九〇）に由一は吉井宮内次官を通じて宮内省へ、岩倉具視を筆頭とした復古の功臣十二名を描いた屏風一双と、縦四尺横二尺の岩倉具視の肖像画を納めている。明治二十三年に由一からの献上と伝わる本図が、その肖像画に当たるものと思われる。岩倉具視は、王政復古を強力に推進した人物で、明治天皇からも厚く信頼されていたことで知られる。岩倉は明治十六年に没していたが、その写真は市中に流通していた。由一もこの写真を入手し、それをもとに肖像画を描いたものと思われる。写真を参考にしながらも、大礼服に刺繡された飾章や帽の飾毛などの描写には、質感表現を得意とした由一らしさが表れている。顔の部分も、皺や骨格の凹凸に応じた巧みな陰影表現が施されている。

- ・各展覧会図録中、作品名や作者、制作年などの表記は、図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は、書籍と同様に出典を明記してください。また、図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は、宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお、図版を営利目的の販売品や広告、また個人的な目的等で使用することはできません。

明治美術の一断面——研ぎ澄まされた技と美

三の丸尚蔵館展覧会図録 No.82

編集 宮内庁三の丸尚蔵館
制作 株式会社 東京美術
翻訳 黒川廣子
発行 宮内庁
平成三十年十一月二日発行

© 2018, The Museum of the Imperial Collections, Sannomaru Shōzōkan